

檢針・収納・電算処理等業務委託

落札者決定基準

松山市公営企業局

1 総則

本基準は、「検針・収納・電算処理等業務委託」を総合評価落札方式による一般競争入札にて実施するにあたり、入札参加者から提出された技術提案について、適正に評価するために必要な事項を定めたものである。

2 落札者の決定方法

- (1) 落札者の決定は、提案内容等を評価し、価格評価点と技術評価点を加算した総合評価点の最も高い提案者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき最も高い総合評価点の者が2者以上ある場合は、落札者を抽選により決定する。
- (3) 提案書等の提出がない場合及び「技術評価採点基準」における区分が必須の項目（必須の欄に●のついた項目）について、一つでも提案がない（記載がない）項目がある場合は失格とする。

3 総合評価の方法

- (1) 総合評価点の算定は、次のとおりとする。

総合評価点＝価格評価点＋技術評価点

- (2) 総合評価点の配分は、次のとおりとする。

- ・価格評価点 400点
- ・技術評価点 600点

- (3) 価格評価点の算定方法

価格評価点は、次の計算式により算定する。

価格評価点＝（1－（入札価格／予定価格））×400（小数点第2位四捨五入）

- (4) 技術評価点の算定方法

ア 技術評価点

- ①「技術評価採点基準」大項目1～8については、小項目ごとに、次に示す4段階評価により算定する。

評価	評価の程度	配点
秀	当該評価項目において特に優れている。	配点×1.0
優	当該評価項目において優れている。	配点×0.7
良	当該評価項目において妥当と認められる。	配点×0.5
可	当該評価項目において最低基準は満たしている。	配点×0.0

- ②「技術評価採点基準」大項目9については、入札参加資格申請時に提出する業務実績書（様式3）により評価する。

- イ 提案書等の評価は、本件の総合評価委員会の各委員にて行う。

ウ 技術提案等が次に掲げるような場合は評価しない。

- ①提案内容に対して根拠及び効果が明らかに示されていない提案
- ②仕様書や法令等に反する記載をしている提案
- ③仕様書、特記仕様書、法令及び各種指針等に規定された内容を単に転写した提案
- ④曖昧な表現の提案（例：必要に応じて・・・努力する。）
- ⑤仕様書及び特記仕様書等で定められた要件の範囲を逸脱した提案
- ⑥仕様書及び特記仕様書等に示している条件等に合致していない内容が含まれている提案